



7 人 第 3 4 3 号

2 0 2 5 年 1 0 月 2 0 日

愛知県特別職報酬等審議会

会 長 黒 田 達 朗 殿

愛知県知事 大 村 秀 章

特別職の報酬等の額について（諮問）

県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額について、別記のとおり改定することとしたため、愛知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

別 記

指定職給料表適用職員の給与改定状況等を勘案し、県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額について、次のように改める。

1 改定内容について

県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の月額については、次のとおりとする。

区 分	議 長	副議長	議 員
現 行 額 (A)	1,237,000 円	1,088,000 円	999,000 円
改定後の額 (B)	1,271,000 円	1,118,000 円	1,026,000 円
引上げ額 (B - A)	+ 34,000 円	+ 30,000 円	+ 27,000 円

区 分	知 事	副知事
現 行 額 (A)	1,411,000 円	1,118,000 円
改定後の額 (B)	1,450,000 円	1,149,000 円
引上げ額 (B - A)	+ 39,000 円	+ 31,000 円

2 改定時期について

改定の実施時期は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とする。